

告示

埼玉県告示第四百四十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設の使用料の徴収事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成二十七年四月二十一日

埼玉県知事 上田清司

| 施設の名称 | 受託者の住所、名称及び代表者氏名 | 委託期間 |
|---------------|---|----------------------------|
| 埼玉県社会福祉総合センター | 埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷四丁目二番六十五号 社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 会長職務代理者副会長 鈴木 豊彦 | 平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで |